

# 白山市コミュニティバス広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、白山市のコミュニティバス及びコミュニティバスに関連する広告媒体（以下「広告媒体」という。）への広告掲出に関し、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号。以下「要綱」という。）及び白山市有料広告掲出基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内放送
- (2) 車内額面
- (3) 窓用車内ステッカー
- (4) バス停名
- (5) バス停
- (6) 関連印刷物
- (7) 車体広告

(広告の規格、掲出期間及び掲出料)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、掲出期間及び掲出料は、別表のとおりとする。

(広告制作費)

第4条 第2条各号に規定する広告のうち、車内額面、窓用車内ステッカー、バス停及び車体広告の広告制作費は、広告主が負担するものとする。

(広告募集)

第5条 広告の募集は、広告枠を新規に設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対して広告掲出募集の案内をすることができる。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告の掲出を希望する者は、白山市コミュニティバス広告掲出申込書

(別記様式) に、広告原稿を添えて、郵送、FAX又はEメールで、指定された期日までに、市長に申し込むものとする。

(広告掲出料の納付)

第7条 広告主は、市長の指定する期日までに、広告掲出料を原則、一括納付するものとする。

(広告掲出料の返還)

第8条 市長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還する。ただし、当該広告掲出料には、利子を付さない。

2 前項の規定により返還する広告掲出料は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲出料が月額の場合 掲載を取り消した月以降の納付済額
- (2) 広告掲出料が年額の場合 年額を12で除した額に掲載を取り消した月以降の月数で乗じた額(10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(広告掲出の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告主に対し催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 要綱第8条の規定による広告の内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他広告の掲出が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができるものとする。

2 広告主が前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲出を取り下げたときは、納付済みの広告掲出料を返還しないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負

うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連する損害を被った旨の請求があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、同日前に申し込みのあった広告掲出分については、なお従前の例による。

別表

広告の種類	規格	掲出期間	掲出料
車内放送	車内放送で、次に停車するバス停を案内する際に行う広告。 「〇〇〇は、このバス停でお降りになると便利です。」	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、廃止までの期間のみ。	単一路線が停車するバス停での車内放送 5,500円/年
			複数路線が停車するバス停での車内放送 11,000円/年
車内額面	A3程度	月単位	550円/月
窓用車内ステッカー	10cm×30cm以内	3月以上の月単位	550円/月
バス停名	バス停から至近距離に店舗等の建築物を有するものの名称をバス停名とする。ただし、バス停名として、適当と判断できるものに限る。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、当該期間のみ。	22,000円/年
バス停	バス停の経路又は時刻案内板を利用した広告。 20cm×40cm以内。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、当該期間のみ。	1箇所当たり 11,000円/年
関連印刷物	バス時刻表等の印刷物での広告。 1区画4cm×8cm。 複数区画での広告も可。	同一印刷物で1年間。	印刷部数1万部以上の場合 11,000円/区画
			印刷部数1万部未満の場合 5,500円/区画

車体広告	<p>バス後面を利用した広告。ただし、小型車両及び予備車両は除く。</p> <p>1区画A3横以内で「私たちも「めぐーる」を応援しています。」と表示。</p> <p>なお、掲出に係る県の許可申請等の手続は広告主が行うこと。</p>	月単位	主に松任、美川及び鶴来地域を運行する車両
			<p>1箇所当たり</p> <p>5,500円/月</p>
			主に白山ろく地域を運行する車両
			<p>1箇所当たり</p> <p>3,300円/月</p>

